

大阪市廃止後「特別区」の危険な防災行政

大阪市を廃止して、写真のように4つの特別区に分割される。この4特別区について、防災研究の第一人者、河田恵昭教授が『市政研究』208号で鋭く問題を投げかけているので、抜粋して紹介したい。

南海トラフ巨大地震津波による死者数を、特別区ごとに集計する。「淀川区」は西淀川2.0万、淀川1.4万など5.2万人。「北区」は北区1.6万など2.8万人。「中央区」は西区2.0万など3.9万人。「天王寺区」はゼロ。



なぜこのような地域格差が大きい区割りになったのか。その理由は、都構想案の作成者と関係者らは、大阪市の歴史にまったく関心がなかったからだと考えられる。

4特別区が直面する災害時の行政推進上の課題として、①庁舎の被災：市町村の庁舎が被災すると災害対応が困難を極める、②庁舎の位置：市町村の庁舎が被災地の中心部に位置しなければ、被災者に対する行政サービスに地域格差が生じる、③職員数：被災者数に応じた自治体職員数が行政サービスの質を決める、④対策費：事前に防災対策に必要な対策費を想定被害に連動させる。①と②について記しておく。

① 中央区の本庁舎機能は中央区役所と咲洲のATCに置かれ、本庁職員の多くはATCに勤務することになる。津波や高潮氾濫が起これば咲洲は孤立し、職員は長期にわたり容易に近づけず、災害対応業務ができなくなる危険がある。淀川と天王寺の本庁職員の多くは北区の本庁舎となる現在の大阪市役所を使用する。肝心の中之島全体が津波あるいは高潮で水没する危険があり、大阪市役所が孤立する危険があることを忘れている。

② 害が起これば、危機管理部門だけでなく、全庁的な対応が必要になる。特別区長が常駐する淀川区の本庁舎の位置は、非常識の一語である。川幅が1kmに達する淀川をはさんで淀川区が出現すること自体が非常識。橋梁が被災すれば、淀川右岸側と左岸側の両地域とも孤立しかねない。

被災自治体は状況認識の統一をはかって災害対策本部を立ち上げ、運営するということが真っ先に要求される。関係者が災害対策本部会議に出席し、特別区長をトップに意思決定し対応しなければならない。特別区の災害対策本部で決定する方針はできるだけ早く被災者に届けなければならない。

メディアの情報収集・発信能力を重要視しようとしても、広域停電し市街地が浸水している状況では、区民に伝えることは難しい。そうすると、特別区の本庁は被災地のできるだけ中央部に位置する必要がある。たとえば、被災した区民が罹災証明を得るために本庁に行く必要があることを考えれば、すぐに理解できる。特別区になれば、現在の区役所とは違って、災害対応の指揮命令が不可能なほか、たとえば災害時の特別区内の小中学校の指定避難所の開設すらおぼつかない。

(2020年9月13日)